

大規模災害発生時における
広域支援活動に関する協定書

長 崎 県

一般社団法人 長崎県建設業協会

大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定書

長崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県建設業協会（以下「乙」という。）は、甲の災害対応に対する乙の広域的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における広域的な支援活動により、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、県内で発生した次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共土木施設等が被災し、緊急に災害対応を図るうえで、甲の地方機関（以下「地方機関」という。）と乙の支部（以下「支部」という。）が締結した「大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書」（以下「支部協定」という。）による支援活動では十分に対応できず、甲が乙に広域支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- （1） 長崎県地域防災計画に基づき長崎県災害対策本部が設置された場合
- （2） 前号に掲げるもののほか、同程度の災害で乙の広域支援が必要であると甲が認めた場合

（甲の支援要請）

第3条 甲は、広域支援が必要であると認めた場合、乙に広域支援を要請することができる。

- 2 要請は支部協定を準用し文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後遅滞なく要請書を発行する。

（乙の支援体制）

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ体制を整備し、次に掲げる内容を各年度当初及びその内容に変更が生じたときに甲に提出するものとする。

- （1） 支部ごとに会員をとりまとめた「名簿」
- （2） 災害時出動態勢として人員編成、建設資機材等の数量を取りまとめた「資機材・編成人員報告書」及び「指揮系統図」

（乙の支援内容）

第5条 乙の支援内容は、支援活動を実施する地域の地方機関と支部が締結している支部協定の定めによるものとする。

(費用の負担)

第6条 費用の負担は、支援活動を実施する地域の地方機関と支部が締結している支部協定の定めによるものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、長崎県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、従事命令又は協力命令を発したときに限り、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年長崎県条例第8号）を適用する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 5月28日

甲 長崎県知事

乙 一般社団法人 長崎県建設業協会会長